

市外への転出に伴って、必要になるとと思われる主な手続きを掲載していますので、ご確認ください。

- ◎ 転出手続きは、転出する日の2週間ほど前から行うことができます。
- ◎ 新しい住所地にお住まいになりましたら、14日以内に転入届が必要です。

- ・ 3月下旬から4月初旬および月曜日・金曜日は、窓口が大変混み合いますので、諸手続きにお時間を頂戴いたします。
- ・ ★印が付いているのは泉区役所以外の組織です。
- ・ (※) 印が付いているものは、写真が貼付された官公署発行の公的証明書(運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)1点または、写真のない公的証明書(健康保険資格確認書・年金手帳など)の場合は2点提示が必要になります。
- ・ 申し込み期限など詳しくは、各窓口へご確認ください。

	手続きする内容	手続きに必要なもの	手続き窓口
<input type="checkbox"/>	転出届出をするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認できるもの(※)</li> <li>・代理の方が届ける場合は委任状(同一世帯員を除く)</li> <li>・国民健康保険資格確認書(国民健康保険に加入していない、もしくは資格情報のお知らせをお持ちの場合は持参不要です)</li> </ul>	泉区役所 戸籍住民課 住民記録係 (本庁舎1階) 1番窓口
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを継続利用するとき	転出先の市町村でお手続きください	
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードに付加する署名用電子証明書を申請するとき(住所変更により自動的に失効します)		
<input type="checkbox"/>	介護保険の要介護認定を受けているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・介護保険負担割合証</li> </ul>	泉区役所 戸籍住民課 住民記録係 (本庁舎1階) 1番窓口
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証の交付を受けているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	転出先住所が介護保険施設の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・介護保険負担割合証(お持ちの方のみ)</li> </ul>	泉区役所 介護保険課 (本庁舎1階) 16番窓口
<input type="checkbox"/>	介護保険の要介護認定を申請中のとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険資格者証</li> <li>・介護保険負担割合証(お持ちの方のみ)</li> </ul>	◆戸籍住民課1番窓口で転出届出を行った後にお越しください
<input type="checkbox"/>	国民健康保険料の納付が済んでいないとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認できるもの(※)</li> </ul>	泉区役所 保険年金課 (本庁舎2階) 8番窓口
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入しているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療資格確認書</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	児童手当を受けているとき	右記へお問い合わせください	
<input type="checkbox"/>	こども医療費助成受給者証の交付を受けているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費助成受給者証</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	母子・父子家庭医療費助成受給者証の交付を受けているとき		
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受けているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手当証書または認定通知書</li> </ul>	泉区役所 保育給付課 子育て給付係 (東庁舎4階) 9番窓口
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受けているとき	右記へお問い合わせください	
<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病の認定を受けているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性医療受給者証</li> <li>・自己負担上限額管理票</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	養育医療を受給されているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育医療券</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	自立支援医療(育成医療)を受給されているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療(育成医療)受給者証</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	認可保育施設を利用しているとき	右記へお問い合わせください	泉区役所 保育給付課 保育係 (東庁舎4階) 10番窓口

<input type="checkbox"/>	新制度幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用しているとき(教育・保育給付認定を受けているとき)	・教育・保育給付認定申請書 兼 家庭状況等変更届 ※詳しくは、右記へお問い合わせください。	ご利用している幼稚園等
<input type="checkbox"/>	従来制度幼稚園、幼稚園預かり保育、認可外保育施設・一時預かり事業等を利用しているとき(施設等利用給付認定を受けているとき)	詳しくは、右記へお問い合わせください。	仙台市幼児教育無償化事務センター TEL.022-214-8978
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳の住所変更	転出先の市町村にお問い合わせください	
<input type="checkbox"/>	自立支援医療費受給者証(更生医療)の交付を受けているとき		
<input type="checkbox"/>	療育手帳の住所変更		
<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳の住所変更		
<input type="checkbox"/>	自立支援医療費受給者証(精神通院医療)の住所変更		
<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の加入をしているとき		
<input type="checkbox"/>	特定医療費(指定難病)医療受給者証の住所変更		
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・外国人障害者福祉手当を受けているとき	右記へお問い合わせください	泉区役所 障害高齢課 障害者支援係 (東庁舎1階) 14番窓口
<input type="checkbox"/>	各種障害者福祉サービス(通所・障害者ヘルプ等)を受けているときは、返還届や喪失届が必要な場合があります	右記へお問い合わせください	
<input type="checkbox"/>	障害者交通費助成を利用しているとき	・交付を受けている利用券 (ふれあい乗車証、福祉タクシー利用券、ガソリン券)	
<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費助成受給者証の交付を受けているとき	・医療費助成受給者証	泉区役所 障害高齢課 高齢者支援係 (東庁舎1階) 15番窓口
<input type="checkbox"/>	敬老乗車証の交付を受けているとき	・敬老乗車証 ・本人の振込先銀行口座の通帳	
<input type="checkbox"/>	50～125ccの原付バイクを持っているとき	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・本人確認物(運転免許証等)	泉区役所 税務会計課 税務会計係 (本庁舎2階) 18番窓口
<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っているとき	右記へお問い合わせください	★宮城県軽自動車協会 電話:022-388-6033
<input type="checkbox"/>	126cc以上の二輪バイクを持っているとき	右記へお問い合わせください	★東北運輸局宮城運輸支局 電話:050-5540-2011
<input type="checkbox"/>	市・県民税の納付が済んでいないとき	・市・県民税納税通知書	★北徴収課(仙台市役所上杉分庁舎5階) 電話:022-214-5027 ◆市税の納付は泉区役所税務会計課でも受け付けます。
<input type="checkbox"/>	固定資産税の納付が済んでいないとき	・固定資産税・都市計画税納税通知書	★北徴収課(仙台市役所上杉分庁舎5階) 電話:022-214-5027 ◆市税の納付は泉区役所税務会計課でも受け付けます。

<input type="checkbox"/>	軽自動車税の納付が済んでいないとき	・軽自動車税納税通知書	
<input type="checkbox"/>	水道の使用をやめるとき	転居する5日前までに 右記へお問い合わせください	【インターネットで手続きできます】 仙台市水道局コールセンター 電話：022-748-1111
<input type="checkbox"/>	市ガスの使用をやめるとき	転居する5日前までに 右記へお問い合わせください	【インターネットで手続きできます】 仙台市ガス局お客様センター 引越専用電話：0800-800-8978